

熊取町議会委員会会議録

〔令和8年3月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（2月26日）〕

令和8年3月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5

〔議会運営委員会（3月11日）〕

令和8年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	11

〔総務文教常任委員会〕

議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例	14
質 疑	14
採 決	15
議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例	15
質 疑	16
採 決	17
議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	17
質 疑	17
採 決	17
議案第11号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）	18
質 疑	18
採 決	21
議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）	21
質 疑	21
採 決	22
議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）	22
質 疑	22
採 決	27

〔事業厚生常任委員会〕

議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例	30
質 疑	30
採 決	31
議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例	31
質 疑	31
採 決	32
議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	32
質 疑	32
採 決	37
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	37
質 疑	37
採 決	40
議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例	40
質 疑	40

	採 決	42
議案第13号	町有財産の無償譲渡について	42
	質 疑	42
	採 決	42
議案第15号	令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	42
	質 疑	42
	採 決	43
議案第16号	令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)	44
	質 疑	44
	採 決	45
議案第17号	令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)	45
	質 疑	45
	採 決	47
議案第18号	令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)	48
	質 疑	48
	採 決	48

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和8年2月26日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林隆昭	副委員長	江川慶子
	委員	多和本英一	委員	石井一彰
	委員	二見裕子	委員	河合弘樹
	議長	文野慎治		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和8年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(大林隆昭君) 皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年3月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いいたしましたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(大林隆昭君) 発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言いただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長(永橋広幸君) それでは、令和8年3月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、資料に基づき説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

4ページ下段をご覧ください。まず、行政報告事項についてでございます。件数は1件です。

損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定している事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告案件について説明いたします。

4ページ上段をご覧ください。案件は全部で2件でございます。

1件目の令和7年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月19日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。内容につきましては、令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙に係る経費でございます。

2件目の令和7年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年2月2日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。内容につきましては、令和8年3月1日執行大阪府

議会議員泉佐野市及び泉南郡熊取町選挙区補欠選挙に係る経費及び臨時学童保育所開設（西小、東小学校区における待機児童対策）に係る債務負担行為設定でございます。

次に、予定議案について説明いたします。

2ページをご覧ください。件数は全部で22件でございます。

1件目の熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例につきましては、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、条例案を提出するものでございます。

2件目の職員等旅費条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員法等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、鉄道賃の急行料金支給に係る距離要件の廃止、日当の廃止及び宿泊手当の新設、その他所要の規定の整備を行うため、条例案を提出するものでございます。

3件目の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公益的法人等に派遣することができる再任用職員の規定について、地方公務員法の改正に伴い、定年前再任用及び暫定再任用に係る規定が整備されたことにより、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

4件目の遺児福祉年金条例を廃止する条例につきましては、令和6年度に児童手当法改正による支給対象年齢の拡大や児童扶養手当法改正による所得制限限度額の引上げなどが行われ、これに伴い本町が単独で行ってきた本条例の対象者に対する国からの支援が拡充したため、条例案を提出するものでございます。

5件目の就学経費等助成条例を廃止する条例につきましては、令和6年度に児童手当法改正による支給対象年齢の拡大や児童扶養手当法改正による所得制限限度額の引上げなどが行われ、これに伴い本町が単独で行ってきた本条例の対象者に対する国からの支援が拡充したため、条例案を提出するものでございます。

6件目の熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行う事業者を、支援給付の対象施設として確認するため、事業の運営に関する基準を条例で定める必要があることから、条例案を提出するものでございます。

7件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、令和8年4月1日より子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

8件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引上げに伴い、介護保険料の標準段階に係る基準の見直しが行われるため、条例案を提出するものでございます。

9件目の工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）につきましては、当該工事において工事請負変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

10件目の工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）につきましては、当該工事において工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

11件目の町有財産の無償譲渡につきましては、町有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

12件目の令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,066万7,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては、国・府支出金などの確定に伴うもの、歳出につきましては、主に500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの及び補正予算に係る補助金を活用し、翌年度に繰り越すものなどでございます。

13件目の令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出に増減はないものでございます。主な補正内容は、歳入については、国・府支出金などの確定

に伴うもの及びそれに伴う一般会計繰入金の確定などがございます。

14件目の令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,223万3,000円を追加するものがございます。主な補正内容は、歳入については、国・府支出金・繰入金などの確定によるもの、歳出については、居宅介護サービス給付費の補正などの増額によるものがございます。

15件目の令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ451万8,000円を減額するものがございます。主な補正内容は、歳入については、墓園使用料・手数料の減額など、歳出については、墓園使用料等還付金の増額などによるものがございます。

3ページをご覧ください。

16件目の令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出の既決予定額に45万5,000円を増額するものがございます。補正内容は、人事院勧告及び人事異動に伴う退職手当負担引当金繰入額の増額によるものがございます。

17件目の令和8年度熊取町一般会計予算につきましては、前年度に比べ7.4%、12億6,025万5,000円増加の182億4,090万3,000円でございます。昨年度を上回る過去最大予算となっております。増加の主な要因は町税や地方交付税などの歳入は増加にあるものの、物価高騰の影響が長期的に続く状況下において、人件費や社会保障関連経費の増に加え、総合体育館大規模改修工事、図書館大規模改修工事、中学校体育館エアコン設置工事など教育関連施設をはじめとした投資的経費の増によるものがございます。

18件目の令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、前年度に比べ5%減の44億6,808万7,000円でございます。

19件目の令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度に比べ17.3%増の11億3,478万8,000円でございます。

20件目の令和8年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、前年度に比べ7.1%増の44億1,610万8,000円でございます。

21件目の令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、前年度に比べ26.9%増の4,103万6,000円でございます。

22件目の令和8年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、前年度に比べ4.1%減の22億3,681万2,000円でございます。

以上で、令和8年3月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（大林隆昭君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、3月4日から3月27日までの24日間といたします。本会議の開催については、3月4日、5日、6日、9日及び27日の5日間といたします。

常任委員会の開催については、事業厚生常任委員会を3月11日に、総務文教常任委員会を3月12日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、環境施設広域化調査特別委員会を3月11日に、設置いたします予算審査特別委員会を3月16日、17日、19日及び23日にそれぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会については3月11日に、議員全員協議会は3月12日に開催いたします。

以上のとおり、令和8年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問、会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては2月18日の正午に通告を締め切った後、会派代表質問につきましては2月24日に全ての通告が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第5 議案第1号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第2号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告についての件、以上の2件は委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

次に、日程第7 議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例の件、日程第8 議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第11号 工事請負変更契約の締結について(熊取町立総合体育館整備工事)の件、日程第16 議案第12号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取図書館整備工事)の件及び日程第18 議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の件、以上の6件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第10 議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例の件、日程第11 議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例の件、日程第12 議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件、日程第13 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第13号 町有財産の無償譲渡についての件、日程第19 議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件、日程第20 議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件、日程第21 議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第22 議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件、以上の10件については事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第23 議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算の件、日程第24 議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第25 議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第26 議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第27 議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第28 議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上の6件については予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和8年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、令和8年3月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(大林隆昭君) 次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきましては、2件提出されております。

江川議員から、死刑制度の廃止等を求める意見書(案)、国民健康保険における子どもの均等割免除を求める意見書(案)、以上2件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回3月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和8年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたします。

次に、令和8年2月5日、6日に会派視察を実施したみらい創生から、令和8年2月16日付で議会政務活動費交付要領第11条第1項の規定による会派視察実施報告書が議長に提出されましたので、同条第2項に基づき公表いたします。報告の内容につきましてはタブレットに掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、会派視察実施報告書の公表を終わります。

ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(「10時20分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和8年3月11日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林隆昭	副委員長	江川慶子
	委員	多和本英一	委員	石井一彰
	委員	二見裕子	議長	文野慎治
欠席委員	委員	河合弘樹		
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和8年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（大林隆昭君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和8年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は5名であります。なお、河合委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（大林隆昭君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）令和8年3月熊取町議会定例会に、追加議案としてご提案させていただきます案件につきましてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。追加議案は2件です。

1件目の、令和7年度熊取町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億39万2,000円を追加するものでございます。補正内容は、国補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用する事業を令和7年度予算計上し、翌年度に繰り越す補正でございます。

2件目の、令和8年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億39万2,000円を減額するものでございます。補正内容は、国補正予算に伴う令和7年度前倒し計上による減額補正でございます。

以上で、令和8年3月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（大林隆昭君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件につきましては、3月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本2件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れ様でございました。

(理事者退席)

委員長(大林隆昭君)次に、先日持ち帰っていただきました意見書案2件についてご意見をいただきます。

お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の死刑制度の廃止等を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。江川委員。

委員(江川慶子君)死刑制度の廃止等を求める意見書(案)を出させていただきました。

国際上には死刑廃止国がどんどん広がっている中で、詳しい内容はこの文言の中に書かれてありますが、本当に世界的な死刑廃止の流れはさらに進んでいます。

ここで、国へお願いしようという内容としては3点ありまして、死刑制度を廃止する立法措置を講じること。2つ目に、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること。3つ目に、死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること。以上、3つのことを意見書として書かれております。

皆様のご賛同、全会一致制度の熊取町ですので、1会派でも反対があると通りません。皆様のご賛同いただければと願っております。

委員長(大林隆昭君)次に、意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員(石井一彰君)それでは、死刑制度の廃止等を求める意見書(案)に対して、大阪維新の会熊取議員団を代表しまして、本意見書(案)に反対の立場から討論をいたします。

死刑制度は極めて重い刑罰であり、その在り方について不断の検証が必要であることは言うまでもありません。冤罪防止や再審制度の充実、刑事司法の透明性向上については積極的に取り組むべき課題ではあります。

しかしながら、本意見書は廃止を前提とし、さらには、直ちに執行停止を求める内容となっております。死刑制度の是非は、重大凶悪犯罪の被害者、遺族の思い、国民世論、そして我が国の刑事司法制度全体を踏まえた上で、国会において慎重かつ総合的に議論されるべき問題です。地方議会として一足飛びに廃止を求めることは拙速であり、国民的合意を欠いた結論には賛同できません。よって、本意見書(案)には反対をいたします。

委員長(大林隆昭君)ほかにありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)熊取公明党といたしまして、反対の立場から発言させていただきます。

この意見書が指摘をする袴田事件の再審無罪判決という取り返しのつかない冤罪の重さや、また国際的な廃止の流れについては、深く受け止めております。

しかし、現段階での死刑廃止や執行全停止を求めるところにつきましては、冤罪があるから死刑をなくすというそういう考え方もありますが、本来冤罪は、死刑に限らずどんな刑罰であっても絶対にあってはならないことだと考えます。二度と冤罪を生まないための司法改革が、まずは最優先に議論することではないかというふうに思います。

この意見書は、加害者の方の人権や冤罪リスクというところを強調していますが、理不尽に命を奪われた被害者や、また一生消えない悲しみを背負う遺族の気持ちが置き去りになっているように思います。刑罰は、被害者側の報いを求める心にも寄り添うべきだと考えます。死刑を止めるという前に、凶悪な犯罪に対してどう責任を取らせるのかというところをしっかりと考えていかなけれ

ばならないのではないかと思います。例えばですけれども、一生刑務所から出られないような終身刑の導入ということであったりとか、代わりの刑罰を具体的に考えていくということも必要かというふうに思っておりますので、このところで、いきなり執行停止だけを求めていくというのには、あまりにもちょっと時期早尚ではないのかなというふうに考えて、反対というふうにしたいと思います。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）ご意見いろいろ出ました。そういった冤罪だとか再審法の話を進めていくことは、私も大事なことだと思っております。それが3つ目の、死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置することということに含まれております。

それから、前段のところの有識者16名で構成された日本の死刑制度について考える懇話会というものの中には、公明党の参議院議員もおられますし、立憲民主党や自由民主党の方も入っておられる懇話会です。そういう中で検討されて、全委員の一致した意見として提言しておるものなので、これは人の命に関わる部分でありますし、遺族への経済的な支援や精神的ケアが、まず国家が一生涯保障する制度を充実するとか、そういう救済につながっていく一つのものであります。

また、先ほどもおっしゃいましたが、終身刑の導入などもやっぱり多角的な検討も必要であります。

とにかく、人間が運用する以上、ミスゼロにすることは不可能な場合があるので、後日誤りが判明した際に釈放し保障することが可能ですが、死刑を行った場合、生命を奪うために取り返しがつきません。袴田事件は、どれほど慎重な手続を経ても絶対はないということを証明している事象であります。国家がこのリスクを背負い続けること自体が、法治国家としての倫理に反するのではないかなと思います。ぜひご賛同いただければと思います。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、2件目の国民健康保険における子どもの均等割免除を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。江川委員。

委員（江川慶子君）すみません。文言の字が1字抜けていましたので、失礼いたします。

前段のところの1、2、3、下から3段目のところです。「子育て世帯の負担軽減のためにも、子どもの困を限定せず」というところで、範囲の範が抜けておりましたので、そこを挿入していただければと思います。

これは、来年度、国で議論を行われるということは、先ほどの事業厚生常任委員会の中の答弁の中でもご説明がありました。国のほうも前向きに、今進めておることですので、ぜひ賛同していただければと思います。

意見書というのは、国がすることに対して地方議会が意見書を提出するということは、地方自治法第99条に基づき、地域の課題や住民の意思をまとめた意見を国会や政府へ直接届け、政府や法律の制定、改正を求めることとなります。国へ声を届ける議会の大事な役割であります。ぜひ賛同いただけますようによろしくお願いいたします。

委員長（大林隆昭君）次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）それでは、熊取公明党といたしまして、この意見書に賛成の立場から発言させていただきます。

公明党は、子育て応援を政策の柱に据え、誰もが安心して子どもを産み育てる社会を目指してきました。令和4年度から導入された未就学児の均等割5割軽減は、まさに、我が党が国政で強く要望し実現した施策です。今回の意見書が求める18歳未満への対象拡大と完全免除は、私たちが進め

てきた支援をさらに拡充させるためのものだと思います。

現在、国民健康保険の均等割という仕組みは、所得にかかわらず、家族の人数が増えるほど負担が重くなるという問題を抱えています。熊取町では、現在国が定めた軽減措置以外の独自の減免は行っていません。そのため、未就学児には5割の負担が残り、さらに、小学生以上になると軽減すらなく、子どもが増えるほど家計の圧迫が大きくなっているのが現状です。これは少子化対策を進める今の流れに逆行をしています。現在の未就学児5割軽減でも町が4分の1を負担しております。これを、対象年齢や軽減率を拡大すると町の負担がさらに重くなってしまいますので、この負担を解消するために、国の制度として、国の責任と財政100%国庫負担などにおいて実施することだと思います。

子育て応援を社会全体で支えることは政治の責務であると、この件につきましては賛成といたします。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、大阪維新の会熊取議員団を代表しまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本意見書の趣旨である子育て世帯の負担軽減については、私どもも重要な課題であると認識はしております。しかしながら、幾つか整理すべき論点がございます。

第1に、18歳未満の均等割を一律に免除することは、高所得世帯も含めた全面的な措置となり、負担の公平性という観点で慎重な検討が必要でございます。

2つ目に、国民健康保険制度は、既に構造的に厳しい財政状況にあり、医療費の増大という課題も抱えています。持続可能性を担保する制度改革を併せた議論が不可欠です。理念の共有は大切ですが、制度は財源の裏づけと将来世代への責任を伴うものでなければなりません。まずは、真に支援を必要とする世帯への重点化を図ることが現実的であると考えます。

以上の理由から、本意見書には賛成できないことを申し上げますが、子育て支援の在り方については、引き続き建設的に議論はしてまいります。

以上です。

委員長（大林隆昭君）江川委員。

委員（江川慶子君）賛成意見もいただきありがとうございます。

また、反対意見では厳しい指摘がございましたが、国民健康保険というのは、もともと構造的におかしいというところはずっと私の一般質問でも訴え続けてまいりました。それが大阪府の統一国保料になってからも、保険料がどんどん上がっているんです。去年と今年では平均1.08%アップということで、賦課限度額、これ高額所得者の方が該当する賦課限度額なんですけれども、昨年106万円から子ども分が入って112万円まで上がっているんです。そのことも含めたらば、国民健康保険に入っている人たちが、高額所得者がどれだけおられるかというその所得を見ていただければ、そんなにおられないんです。そういう構造的なところも見ていただいて、これはどんどん高くなって、大阪府の統一国保になったということでもますます高くなっているという現状を、歯止めをかけなあかん。それをどうにかしなければいけない、そういうことの一環なんです。2つ目におっしゃっていただいた、支援に必要な施策というお話がありましたが、その一つなんです。もっといい方法があればよろしいので、またそれは維新のほうで提案していただけたらと思います。

何と申しますか、議会で総意で意見書を提出するという重み、会派だけで要望していてそれでいいのかというのとは違う重みがあるんです。そこもご理解の上で、ぜひともこれについては、国のほうも来年9年度から進めようという方向で今検討中なので、それを後押しする形で背中を押せるような意見書にしてほしいなと思います。ぜひ賛成していただきたいなと思います。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、令和8年3月定例会閉会から令和8年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和8年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。ほかに何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、3月25日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「13時49分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和8年3月12日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	二見 裕子	副委員 長	多和本 英一
	委員	長田 健太郎	委員	大林 隆昭
	委員	江川 慶子	委員	河合 弘樹
	議長	文野 慎治		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	吉田 茂昭	総合政策部長	田中 耕二
	総合政策部	明松 大介	総合政策部	松浪 敬一
	統括理事	永橋 広幸	統括理事	井口 雅和
	総務部長	山本 浩義	総務部理事	奥村 光男
	住民部長	石川 節子	住民部理事	橘 和彦
	健康福祉部長	阪上 正順	健康福祉部理事	白川 文昭
	健康福祉部理事	坂本 佳弘	都市整備部長	庭瀬 義浩
	都市整備部理事	巖根 晃哉	都市整備部理事	三原 順
	教育次 長	近藤 政則	教育委員会	
	企画財政経営	庄司 洋平	事務局理事	
	課 長	道端 秀明	企画財政経営課	竹田 陽介
	自治・防災課長	仲村 亮彦	参 事	浦添 全弘
	総務課 長	朝倉 優	情報政策課長	大神 輝光
	税務課 長	松藤 茂孝	人事課 長	大原 大祐
	産業振興課長	安達 純子	住民課 長	桑原 良治
	介護保険課長	大雄 英行	健康・いきいき	
	子育て支援課長	山原 栄次	高齢課 長	甲田 陽子
	保険年金課長	西村 幸洋	障がい福祉課長	黒川 潔
	道路公園課長	上垣 圭市	保育課 長	まちづくり計画
	下水道河川課	原田 貴子	課 長	都志 伸仁
	河川農水室長	木村 直義	生涯学習推進	
	学校教育課参事		課 長	宮内 要重男
	図書館 長		学校教育課長	岡本 栄治
事務局	議会事務局長		生涯学習推進	
			課 長	大屋 真志
			書 記	阪上 高寛

付議審査事件

- 議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例
- 議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）
- 議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）
- 議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）におきまして、提出しております議案書の一部に訂正がございます。

訂正箇所は、議案書1ページ、4点目の契約の相手方の所在地でございます。訂正後の議案書につきましては、既に委員の皆様方の議案書は訂正されてございますので、訂正後の議案書においてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書の提出に当たりまして、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

委員長（二見裕子君）ほかにありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）ほかにございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしくお願いいたします。

この熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例についてをお伺いするんですが、本会議でも説明がありましたが、外国で配偶者の方が勤務されたときに同行するような場合のケースを例として挙げられたんですが、このような事例が今、熊取町の中であったのかどうかお伺いします。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）まず、事例としてありません。今回この制度を創設しますので、今後このような職員がいたらこの制度を基に対象となってくることが想定されます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

この2条のところに任命権者という表現で、その方が公務の運営に支障がないと認めるときとか

そういった判断をする、承認をするという項目があるんですけど、この任命権者というのは町長が当たるんでしょうか。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）任命権者は、町長がまず該当いたします。ただ、承認になりますと一旦、各部署と人事を通してもちろん申請が上がってきますので、その審査の上でまた判断させていただきます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。任命権者というところが国の分から来ているからそういう形になっているのかなというふう思ったのでちょっとお聞きしたんですけども、担当部課でまず判断して、それで最終的には町長が承認するということなんですね。

それで、これがもし認められないとかいうことが実際に仕事量の関係で起こることがあるのかなとか、ちょっと危惧とか余計な心配なのかもしれませんが、そういう場合にはどうされるのかなと思って伺いしたいです。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今回この制度につきましては、もちろん職員の海外へ行った後の補償もありますので、できる限り適用はさせてもらおうとは思っておりますが、おっしゃるとおり、職場の状況等も踏まえて最終判断はさせていただきます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

次、6ページの育児休業のところなんですけれど、これについてももう少しご説明をお願いいたします。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）こちらの改正につきましては、育児休業の分なんですけど、今回この配偶者同行休業によりまして職員が一度そこで不在となりますので、その代わりに任用した臨時職員等につきましては育児休業等を取れませんという規定になります。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）この条例を適用した方が育児休業を取れないという意味ではなくて、そこに代わりに来た、代替で来た方が育児休業が取れないという条件になってしまうということですか。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）委員おっしゃるとおりでございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

す。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）12ページからなんですけれども、非常勤特別職職員報酬等条例、こちらなんですけれども、学校医ですよね。内科医と次のページの学校歯科医、この方だけ今回、小学校と中学校ということで金額の差額が出ています。これまでは同額だったんですけれども、これ、差額を設けた理由というのを教えてください。

委員長（二見裕子君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）小学校と中学校の内科医の差額につきまして、こちらは小学校の学校医、内科医につきましては就学前のお子さんの健康診断を実施していただく機会がございます。要は来年度小学校に上がるお子たちの健康診断をしていただく機会がある。中学校の学校内科医の先生たちにはそういった機会はないので、勤務時間数を積み上げていく中で差額を設けたものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）長田委員。

委員（長田健太郎君）ありがとうございます。

同じ項目の中に、以前ありました水泳前健診、これが今回なくなるんですよね。その理由もすみません、教えてください。

委員長（二見裕子君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）今回の改正で、水泳前ともう一つ、持久走前健診というものも個別の加算の方法を取りやめました。ただ、時間的にはもうほぼ全ての学校医が実施していただいているという中で、基本報酬額に含めて考えております。決して水泳前健診を今後行わないという意味ではございません。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）今のを私も質問しようと思っていたので、なくなるわけではなくて行うということですね。はい、分かりました。

それと、全国的に日当制度がなくなるというお話でこの提案が、旅費のところですね、一番最初の。最初に戻るんですけれども、職員等旅費条例の一部を改正する条例ということで、国の改正なんですけれども日当が廃止ということなんですけれども、その背景ですね。どうしてこのように提案されたのか、それはお分かりでしょうか。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今回の日当の廃止につきましてですが、もちろん国の旅費法が改定されております。日当廃止になった経緯なんですけど、まず日当というのが昼食代等を含むものの日当の内訳となっておりましたが、本来、昼食代というのは通常勤務での職員が用意するものという判断の下、今回廃止という改正となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

それと、今まででしたら熊取町から京都まで行くときに「はるか」を利用する場合とかの特急料金とかがちよっと微妙で、使えないこともあったんですが、それは近場でも、天王寺でもその辺のもし急ぐときにどうしても使用しなければいけないときとかがあれば、特急料金ですか、そういうのも支給できるということで理解してよろしいのでしょうか。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今回、鉄道賃の改正を行いまして、通常の運賃以外にも改正がありました。その中でも、おっしゃるように急行料金等距離制限がなくなりましたので、制度としては取れるとい

うのがまず前提としてあります。ただ、大前提なんです、旅費におきましては最も経済的な通常の経路及び方法というのがまず残っておりますので、まずはこれを基に判断することとなります。

あわせて、急行料金等につきましては公務のために特に必要なものの場合に限りますので、皆さん全てが取れるというわけではありませんので、一定の行く条件とかによってまた可否が判断されます。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）すみません、何度も。よろしくお願いします。

これは、再任用職員の規定というのがこれまでなかったのが今回つけるということなんでしょうか。ちょっとこれまでの事例があったのかも含めてご説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）まず、この条例を基にした再任用職員の派遣はありませんでした。再任用職員の派遣の規定がなかったわけではございません。今回この条例の改正なんです、地方公務員法の改正につきまして、再任用の定義が今回変わっているのが判明しましたので、その判明のところを対応できるように、再任用職員もこの条例を基に派遣できるように改正をさせていただいたというのが今回の経緯となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。今までもあったんだけど、ちゃんと条文化しておかなければいけないということで今回の提案ということで受け止めたんですが、熊取町から派遣される公益的法人というのはどういうところが対象になるのか、ちょっと教えていただければありがたいです。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）こちらの範囲なんです、まずは規則のほうに詳細を定めております。規則のほうで今3団体定めておまして、1つ目が公益財団法人大阪府市町村振興協会、2つ目が社会福祉法人熊取町社会福祉協議会、3点目が公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、この3つを派遣可能団体として定めております。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君) 次に、議案第11号 工事請負変更契約の締結について(熊取町立総合体育館整備工事)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君) 6月議会で議会のほうから追加議案やったか動議やったか附帯決議やったか、何かそういう形で提案された部分を取り入れていただいております。

それでお聞きしたいのは、今もう工事が始まっているんですが、体育館の使用状況、工事しながら使用されていると思われるんですが、今回、工期がまた延びますよね、令和9年1月29日まで。どのような形になっているのか、ちょっと現状を教えてください。

委員長(二見裕子君) 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(大屋真志君) 改修工事につきましては、令和7年7月からメインアリーナのほうを行っております。おっしゃったとおり今サブアリーナとトレーニング室とプールのほうは通常営業しております、それは工事を始める前と比べてましてそれほど利用者が減っているという状況ではございません。今回工期が延びますけれども、順調に工事は進んでおりますので、令和8年、今年の7月からメインアリーナのほうを開放させていただいて皆さんにご利用いただく。プールのほうは無料開放を実施しますので、今年の8月末までご利用いただきまして9月から工事に入る。7月からはサブアリーナとトレーニング室のほうの工事に入っていきますので、全部休館することなく、皆さんにご利用いただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長(二見裕子君) 江川委員。

委員(江川慶子君) 何分、工事が続いている中なので、その辺の安全の確認はよろしくお願ひしたいなと思います。

それと、変更工事概要のところの②メインアリーナ棟トイレ衛生器具改修にかかる増額変更ということで、これは主にどういった器具なんですか。

委員長(二見裕子君) 大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(大屋真志君) こちらについては、当初の工事の予定では優先度の高いトイレ、メインアリーナのところを中心に洋式化を実施するというようにしておりましたが、一旦その工事は完了しております。その工事完了後に水を通すわけですけども、断水して工事しますので水を通したところ、今まで30年間たっていますので、そういった配管の中の汚れみたいなものが水を通すことによってちょっと出るんですけども、そういったところで漏れが出てくるところが何か所かありましたので、そういったものでトイレのほうの器具を全て交換させていただく。大便器、小便器、あと手洗い、そういったものを全て交換させていただくと、そういった内容になっております。

以上です。

委員長(二見裕子君) 江川委員。

委員(江川慶子君) 分かりました。便器ごと替えるということですね、配管も。全てきれいに新しくなるということで理解しました。

表を見ると全ての場所になって、メインアリーナの横の控室側のトイレも印が入っていましたので、これは想像以上に追加されているなということを感じたのでお聞きさせていただきました。

それから、③プールの無料開放実施への対応の中で工期の延長及び延長に伴う管理費等の増額変更ということなんですが、これは工事に関わるところの増額変更なんですか。それとも委託に関わ

るほうの増額変更なんですか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）こちらは、全て工事に関しまして当然2か月間工期が延びますので、その分の増額ということになってまいります。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）工期が延びた分の工事費のほうの増額変更ということで、じゃ、そしたら④も同じなんですね。安全確認のための工期が延びた分で延びたということで理解しますが。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）すみません。④番については安全確保のために工事を実施するための増額変更ということになりますので、工期が延びることとはまた別の分になってまいります。こちらに一例を書いておりますけれども、防火設備の改修、利用者の安全確保のための追加の工事ということで、その他の対応ということで計上しているものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。その防火設備の改修等というところをもう少し教えてください。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）こちらにつきましては、防火扉のほうが何かあった際に人が通り抜けようとしたときにそれが止まらずに抜けてしまうおそれがあるという指摘がございましたので、それに対応するものでございます。こちらに一例ということで書かせていただいておりますが、ほかには、例えば床がもう古くなって、30年たっていますのでちょっとささくれとか、床のタイルが剥がれているところであつたりとかするおそれがある、そういったところも併せて解消すると、そういった工事がこちらのほうに含まれております。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）同じ関連ですけれども、こういった今までもそうですけれども、追加で工事になったので仕方がないからお金を出しますというのが結構あるんですね。この事例じゃなしに、いろんなことがあるんです。それまでに設計も全部入れて見積りもしているのに何をしてるんやと言いたいんです。そこから追加追加ばかり。追加を言われたから出すって、そんなの業者に言われたから出すんですかと。そうじゃなくてもお金がない言っているあれやのに、無駄なお金を出しているんじゃないの。だから、言われたまま出しているんやったら実際の金額がはっきり分からないです。そういうところをやっぱりしっかりしていただきたいなと思う。これは全部の部局に言いたい。今回だけじゃなしに、言われたままはい追加ですよ、はいほんなら出しますいうて、何のために設計をやっているんですか、お金を出して。そういうところをやっぱりしっかりしていただきたいなと思うんです。

以上です。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）すみません、こちらの総合体育館に関してのお話ということでさせていただきますけれども、先ほど来私のほうも繰り返しておりますが、30年たっている施設ということで、当然設計するときには細かいところまで確認してやっております。ただ、工事を進める中で目視で確認できないところとかがあつたりして今回こういった追加になっているということはお理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）工事全般、先ほど大屋課長のほうからは今回の工事についてですけれども、河合委員がおっしゃっているうちの積算の体系等で申し上げますと、道路工事、下水道工事、うちの所管しているところが発注原課となることが多いんですけれども、まず最小限の積算をしているというところでご理解いただきたい。それで、掘ってみたら舗装厚が厚かった、掘ってみたら何かが出てくるというところなので、まずは想定、机上調査も十分させていただいて試掘もさせていただきますが、同じ箇所を何度も掘るといことはできませんので、想定しながら最小限で積算をして発注しているというところでご理解をお願いいたします。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）概要で4項目あるんですけれども、項目別の内訳というのは教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）金額ということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

生涯学習推進課長（大屋真志君）まず、1点目のシャワーの温度調整改善につきましては、給水ポンプとシャワー機器の更新を合わせまして約1,700万円となっております。

設備老朽化への対応といたしましては約1,600万円、プール無料開放実施につきましては約500万円、その他の分につきましては、その残額となりますので約1,200万円ということになってまいります。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）今、先ほどの白川部長の答弁に対してですけれども、私も建築の仕事をしていますので、そうやって実際、いざそれでやっぱり後でそうやった、実際追加というのは出てくるのは分かっているんです。それももともと見込んでいるはずなんですよ。そこを見込んでいないのか見込んでいるのかということで、やっぱりそういうこともあるというのが前提であって、それなりに予算を多分組んでいるはずなんです、どんなことでも。余裕はちょっと多少のあれはあると思うんで、出たから仕方がないとかそういうんじゃないしに、やっぱりそういったら出たら出たでそれが本当に正しいかという計算をある程度、言われたままじゃないしに、それはもう先ほども言いましたけれども、そういう試算もするべきじゃないのかなと言いたいんで、追加として言わせていただきます。

委員長（二見裕子君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）河合委員がおっしゃっている内容も我々は重々承知しております。ただ、その想定を掘ってみてから確認するほうが過小で積算できる。掘ってみてから変更対応する。出るのではないか、どんなものが出るのではないかということで想定で見込んだ場合、過大積算になるおそれがあるので、下から積算を始めているというところだけご理解をお願いいたします。

以上です。

委員長（二見裕子君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）すみません。私の答弁、1つ抜けておりました。

業者に言われたもの全てやっているわけではなくて、当然工事の中で毎週定例会というものを重ねまして、これは今回対応しなければならぬ、そういったことは判断させていただいて今回上程させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 工事請負変更契約の締結について(熊取町立総合体育館整備工事)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第12号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取図書館整備工事)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)ちょっとお聞きする前に、前段になるんですけども、財政が大変厳しい厳しいという折に今、煉瓦館で工事され、今度体育館も行われ、今度図書館も行われる。かむかむとキターネはきれいになって、すごく使いやすくなったんですけども、いろんな公共機関が工事に入っていて、何か財政がないと言いつつながら、やるべきところを使っているというのは評価しているんですけども、結構な金額がこれで要ってるなど。時期が待てないので入っている計画ではあると思うんですが、すごいことだなという印象を持っています。この熊取町の中であまり公共施設の工事が進んでいるので気になっているところをまず前段で意見として言わせてもらいます。

この質問なんですけれども、工事概要を見たところ、全体的にいらうという形になりますよね、非構造部材だとか壁だとかガラスだとかということ。これについて閉鎖期間というか、そういうのはどのような形で、期間的には来年の2月26日までと長いので、どのような形で開館していくのか、工夫されると思うんですけども、その辺のご説明をお願いします。

委員長(二見裕子君)原田図書館長。

図書館長(原田貴子君)図書館の大規模改修工事間の開館についてご答弁いたします。

図書館のほうは、5月の中旬から工事に係る準備、図書館ですので、今回天井をするということで一般閲覧室の本の移動などをしないといけないという準備行為が必要になりますので、5月上旬から本の移動などをすることになります。実際の工事は5月の中旬から下旬にかけて入っていく形になるんですけども、まず工区を、一般閲覧室をする第1工区の期間、それから児童室を中心にする第2工区の期間というふうに分けて工事をいたします。それで、第1工区の間は児童室を開館して使っていただく。第2工区をやっている間は一般開架室の一部を開館してすること、その工区の入替えの間、それから第1工区に入る前に少し準備期間を設けながら、利用者の方に部分開館という形でさせていただいて利用いただくことになっております。

あと、本の移動中につきましては休館という形にさせていただいて、ただし予約の本の受け取りだけをさせていただくような期間も設けながらさせていただく予定となっております。

以上です。

委員長(二見裕子君)江川委員。

委員(江川慶子君)また住民への周知はしていただくように、ホームページやら広報でしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

委員長(二見裕子君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。本件について……。南副町長。

副町長(南 和仁君)先ほど江川委員のご質問の前段のところ煉瓦館の前のところの工事というようなくだりがあったかと思うんですけど、あれについては住吉川の調整池の工事でございまして、大阪府の施工でございます。その点だけよろしくお願ひいたします。町の施工ではございませんので。

以上です。

委員長（二見裕子君）それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分を1班、事業厚生常任委員会所管の住民部、都市整備部分を2班、同じく事業厚生常任委員会所管の健康福祉部分を3班として質疑を行います。

まずは、本議案のうち総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）11ページの地方特例交付金についてお伺いします。

補正額マイナス500万円になるんですけれども、附属資料のほうを拝見いたしますと決算見込みによるということなんですけれども、その辺をもう少し教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）この地方特例交付金については、令和7年度については個人住民税の住宅ローン減税が対象になってございます。その住宅ローンの減税している個人住民税の額が当初見込んでいたよりも減ったので、地方特例交付金で入ってくる金額も減ったような形になってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。住宅ローンによる減税の対象者が減った分だということですね。

同じくその下の……。続けていいですか。

委員長（二見裕子君）はい。江川委員。

委員（江川慶子君）普通交付税のところで2億6,959万4,000円追加で補正されているんですが、附属資料の中に臨時経済対策費が1億5,825万2,000円、まず最初、これについて教えてください。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）まず、普通交付税につきましては今回この増額になっているんですが、その大本になっているのが国の税收、例えば交付税の原資になるのが消費税であったり所得税であったり、それが原資になっているのですが、その国の増収があったので交付税のほうも増えたような形になっております。

その中で、国が補正予算を組んだ際にこの交付税のほうも国の補正として組んでいるんですが、その中で臨時経済対策費として、例えば物価高騰があったり、経済対策として国が実施している分で市町村のほうでも一部負担が生じるようなものがございますので、そういったものに充てるための経費として臨時経済対策費が創設されてございます。熊取町は1億5,800万円ほどが措置されたような形になってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。そういうことですね。

あと、給与のほうは人事院勧告の関係かなというふうに理解しております。

その次の臨時財政対策債の償還基金費3億3,229万5,000円、これ、出のところで減債基金のほうへ積み立てるように書かれているんですが、これというのは、臨時財政対策債というのがこの間ずっと積み上がっていきまして大きな金額になっているんですけども、それはずっと減債基金のほうに積み立てられるということで来ていたんでしょうか。ちょっと今回はそちらのほうに入るので、その辺のいきさつを教えてください。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）臨時財政対策債自体は平成13年からずっと交付税の代替措置として措置されてきております。それというのは町が交付税の代わりに借金をして、ただ、その借金は将来的に交付税としてまた算定されるような形になっているんです。それについて今回3,300万円です、この金額。

（「そうですね」の声あり）

企画財政経営課参事（竹田陽介君）3,300万円措置されているというのが本来だったら令和8年度、令和9年度、この2年間に熊取町に措置するはずだった、熊取町というか全市町村に措置するはずだった3,300万円相当、それを7年度に先に国はくれました、あげますと。先にくれたんだけれど、それは本来だったら8年度、9年度に措置する分だったので基金に一旦積んどきなさいよ、ほんで8年度、9年度にその基金を使って一般会計のほうに入れなさいよというのがこの3,300万円の臨時財政対策債の償還基金費になってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっとややこしかったんやけれど、令和7年度の分の対策債の返金分をこちらへためておいて、8年度、9年度に使うために取りあえず減債基金に今回入れたんだという理解でよろしいですか。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）おおむねその理解で大丈夫です。8年度、9年度に本来もらうべきものを7年度に先にくれたので、3,000万円を。本当だったら8年度1,500万円、9年度1,500万円くれている分を先に7年度にくれた。そうです。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。江川委員。

委員（江川慶子君）8年度、9年度分を先払いでくれたということで、取りあえず減債基金に積み立てたと。ちゃんと返っているんでしょうか。先の分を先に返したという部分でちょっとよく分からんのですけど。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）国が本当だったら8年度、9年度に熊取町に交付税措置されていた分を先にくれているんですが、それを一般会計に入れてしまうと、8年度、9年度の分が7年度に入るので経常収支比率だとかがよくなってしまうんです。なので、一旦基金に積んで、出も組んでいるので、そしたら一般会計7年度の分の数字が適切な数字が出るので、一旦は基金に積むような形でございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。大林委員。

委員（大林隆昭君）同じところなんですけど、以前も6年度、7年度分とかいってまとめてもらっていたはずなんです。その分も含め、勉強不足やったらごめんなさい。国としては臨時財政対策債は減らしていこうという方針やと思うんですが、これからずっとそういうスタイルで国が来るのかこちらでは分かりかねると思うんですが、しっかりと交付税措置はされていくのか、それとも少しずつになっていくのか、その間積み上がっていく利子という分に関しても当然交付税措置はされていると思うんですが、そのあたり、熊取町としてこの臨時財政対策債、これからも使わざるを得ないときは使うというような方向なのか、そのあたりをすみません。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）臨時財政対策債自体は、7年度は発行額ゼロになっています。8年度もゼロの見込みです。それはなぜかといいますと、先ほど申しあげました交付税の原資となるのが所得税であったり法人税であったり消費税であったり……。何で臨時財政対策債を発行していたかという、国は地方の財政計画で、例えばですけれど100億円出が必要と見込んだんだけど、その所得税などの収入が90億円しかなかった。10億円不足しているの、それを市町村で臨時財政対策債を発行することで埋めてくださいというような、そんな制度設計になっておったんですが、この7年、8年あたりからは国税収入が大分増えておるので、100億円の出に対してきちんと100億円以上の収入が入っているようなイメージになっています。なので臨時財政対策債を発行する必要がなくなっているというような形になるので、熊取町だけじゃないですが、なので臨時財政対策債は今のところ発行はゼロで見込んでおります。

過去に借り入れた分はきちんと今、6年も7年も8年度も見込みでもきちんと交付税措置されるような見込みにはなっておるので、そのあたりはご安心いただければと思います、利子も含めて。以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）15ページのふるさと納税の関係でちょっとお伺いします。

ふるさと応援寄附金が減額になっているんですが、2,525万7,000円。これ決算見込みであるということなんですが、この状況と、あとその下にある応援基金繰入金、これは2億円ですよ。ここをちょっとご説明お願いします。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）2点ご質問いただきました。

1点目につきましては、寄附の実績、この見込みが当初よりも少なかったことに伴いまして、寄附に連動する返礼品の費用であるとかそういったものをそれに合わせて減額したものでございます。

2点目の繰入金につきましては、詳しくはまた後ほどになるかもしれませんが、当初予算におきまして財源調整としてふるさと応援基金繰入金を投入しておったものにつきまして、今回、歳入でいろんな増要因もございましたので、そこが調整されて基金繰入金が減ったというところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。江川委員。

委員（江川慶子君）これは一般会計への入のところで財源調整が行われたという意味ですので、減でもそれでいいのかもしれませんが、一般会計ではなくてふるさと納税単体で考えた場合、2024年度の実質収支額というのが熊取町は赤字になっていますよね。それについて、令和7年度の今の時点での傾向が全体的にどういった状況であるのかなというのがちょっといつもつかめないの、その辺が気になるところです。

2024年度の実質収支額がマイナス1,666万1,665円ということで、受入額と支出額を相殺した分と町外に出た流出分、それを補填するために入ってきた地方交付税分、いろいろ計算した上で実質収支額というのが出てくるんですが、町からの流出分もかなりありまして、1億6,000万円近くありましてマイナスという決算が2024年度出ているので、熊取町の2025年度の状態というのはどのように収支のほうになっているのかどうかという判断がなかなかつかないの、その辺のちょっと状況を教えてください。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）すみません、今のところで少し、実質収支というのは一般会計全体のお話になってこようかと思うんですが、実質収支については基金繰入れをしている関係もございしますが黒字になってございます。もう30何年間実質収支が赤字というのはないので。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）失礼しました。その実質収支というのはふるさと納税だけの実質収支という計算が、ふるさと納税のリアルというのが全国版の分で国のネットで出ているんですね。それで、ちょっとそれを見て、あっ熊取町は2023年までは黒字だったんだけど24年で赤字になっているんだということであっという間に衝撃を受けまして、それでお聞きしているんです、2025年度は大丈夫なのかなということ。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）その部分につきましては、どうしても寄附をいただく分と先ほど来江川委員がおっしゃる流出、熊取町の住民の方が他団体に寄附される差額というのは当然出てきます。できるだけここをプラスに転じるように我々も今、寄附額を増額させるための取組を頑張っておりますので、そこはご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）9月の決算のときには結果が分かるということですよ。一生懸命いろんな手だてをしながら増えるように頑張っているというのは分かっているんですが。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）令和8年度の課税が6月ぐらに行われますので、決算のときには流出した額と7年度中に頂いた寄附額、この差額というのは判明してこようかと思えます。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）ちょうど同じページの下段部分に上下水道、道路橋りょうという言葉がありまして、予算のほうには直接関係はないんですけども、昨日、大阪市の茶屋町のほうで直径3.5メートルの鉄鋼製の管が13メートル突き出したという事案がありましたけれども、このようなことが熊取町でも起こる可能性というのはあるでしょうか。

委員長（二見裕子君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）まず、今報道されています原因といいますが、ケーシングといまして下水道の発進立て坑等に利用される縦穴の筒状のものなんですけど、そこに機械を入れて推進機等で新たな横穴を掘っていくようなまず縦穴を、その中に水を入れながら掘り進み、そしてその水を抜いたことによって、それが船のような形、揚圧力という下からの水圧を受けて地上に露出してきたというものなんですけれども、大阪市内特有の地下水位が高いという状況の中で起こったものと考えられます。

熊取町域におきましては地下水位がそう高くなく、ご存じのとおり川も掘り割り河川がほとんどで、水位がほとんど低いといえますか地上まで水位がありませんので、そういう浮力を受けるというような地質ではないというところでございますので、その点はそういう事故は起こり得ないというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。大林委員。

委員（大林隆昭君）電子計算システムのところで、標準準拠システムに合わせていくところでの減額やと思うんですが、これ、ただただ本年度に間に合わなかったという理由がベンダーが間に合わないというだけの理由なんですかね。

委員長（二見裕子君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）予算書の15ページのデジタル基盤改革支援補助金のマイナスのところかと思えます。実際、情報システム標準化につきましては、昨年6月頃に情報提供をさせていただいたかと思うんですけども、本稼働の時期がやっぱりベンダーの都合により令和8年1月の稼働から令和8年7月、一部のシステムを除いてですけども、7月稼働にずれこんだということが原因で、いわゆる令和7年度の1月から3月、3か月分をマイナスとして上げさせていただいている

というところでございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間休憩いたします。

（「10時54分」から「10時57分」まで休憩）

委員長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

質問される委員の皆さんは、質問要項を簡潔に述べられますようお願いいたします。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、都市整備部分に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）13ページの土地売払収入なんですけれども、これはどこのあれになるんですか。

委員長（二見裕子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）今回の土地売払収入の場所ですけれども、2件ございまして、七山1丁目地内の里道水路敷と旧の道路用地となります。もう一件が野田1丁目地内の里道水路敷となります。以上2件となっております。

委員長（二見裕子君）河合委員。

委員（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

それは分かったんですが、今後そういった売払いの土地とかというのはあるんですかね。

委員長（二見裕子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）法定外公共物の土地売払収入になるんですけれども、基本的には単独利用困難地の長狭物、幅が狭い、長い土地になりますので、その購入を希望される方が特定されるということで、主に隣接地の方になります。ですので、この法定外公共物の払下げにつきましてはその隣接土地所有者の申請により払下げの手続きを行っているところでございまして、申請者の状況によって年々状況が変わるという状況になっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。大林委員。

委員（大林隆昭君）21ページの熊取駅西整備事業の用地購入費減、物件移転費減というところをすみません、教えてください。

委員長（二見裕子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）こちらの熊取駅西整備事業に関しましては、大阪府からの用地取得等の委託を受けております府道泉佐野打田線の歩道整備事業に係る部分でございまして、今年度は業務委託料と用地購入費と物件移転補償費のほうを予算計上しておりましたが、今年度に限っては用地補償費の有効期限が切れている関係でその再設定を行うための業務を発注させていただいたところですが、それが地権者との折衝の関係で12月の発注となってしまいましたので、今年度での用地買収と物件補償の施行が困難となりましたので、この2科目を改変させていただいている状況でございます。

また引き続き来年度も鋭意用地取得に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、事業厚生常任委員会所管の住民部、都市整備部に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間休憩いたします。

(「11時01分」から「11時04分」まで休憩)

委員長(二見裕子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の健康福祉部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君) 18ページの児童福祉総務費で民間保育所等助成事業のところなんですけれども、補正額の財源内訳のところ特定財源のその他が減額になっているところがちょっと気になりまして、そこ、特定財源のその他の減額の理由をお聞かせください。

委員長(二見裕子君) 竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事(竹田陽介君) このその他は何やといいますと、ふるさと寄附金の繰入金なんです。先ほどあったふるさと応援基金の繰入金金が2億円減少しているというのは、あれは町税とか先ほどの交付税の収入などの一般財源が増えたので、基金繰入れが一定解消したのになります。予算上、子育てとか教育のほうにふるさと基金を充てておったので、これを見たら一般財源が増えてその他が減ったように財源が減ったようには見えるんですが、決してそうではなくて、繰入金のほうを解消した分がその他のところに入っております。

以上です。

委員長(二見裕子君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、事業厚生常任委員会所管の健康福祉部に関する質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君) 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時07分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

二見裕子

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日	令和8年3月11日（水曜）招集			
場 所	熊取町役場議場			
出席委員	委員長	田中圭介	副委員長	渡辺豊子
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	坂上昌史	委員	坂上巳生男
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	住民部長	山本浩義
	健康福祉部長	石川節子	健康福祉部理事	橘和彦
	健康福祉部理事	阪上正順	都市整備部長	白川文昭
	都市整備部理事	庭瀬義浩	企画財政 経営課長	近藤政則
	企画財政経営課 参事	竹田陽介	人事課長	大神輝光
	環境課長	岩本妃美子	健康・いきいき 高齢課長	桑原良治
	介護保険課長	松藤茂孝	生活福祉課長	清原洋人
	保育課長	黒川 潔	保険年金課長	大雄英行
	下水道河川課長	北川政光		
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例
- 議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例
- 議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 町有財産の無償譲渡について
- 議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）

委員長（田中圭介君）皆さん、おはようございます。

本日、3月11日は、国民生活に多大な影響を及ぼした未曾有の大災害があった東日本大震災の発生から15年を迎えようとしています。住民の皆様におかれましても、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表し、令和8年3月11日午後2時46分にそれぞれの場所で1分間の黙禱をささげられますようお願いいたします。

それでは、議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚

生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長（田中圭介君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案10件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

委員長（田中圭介君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（田中圭介君）初めに、議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の遺児福祉年金条例の廃止についてお尋ねします。

まず、この条例がそもそも制定された趣旨及び条例の内容についてご説明願います。

委員長（田中圭介君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）遺児福祉年金条例の制度の趣旨、内容についてご説明させていただきます。

趣旨につきましては、この条例は、遺児に対して福祉年金を支給することにより、その生活の安定と児童の福祉を増進することを目的としております。

内容につきましては、対象者につきましては熊取町に1年以上住民登録があり、義務教育修了までの児童がいるひとり親と、支給額につきましては児童1人につき月額1,000円、両親ともいない場合は2,000円でございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）対象年齢は義務教育修了までということですね。ですから中学校卒業後の児童は対象とはなっていないということなんですが、行革の一環として廃止するということかと思うんですけども、行革の中で様々な助成金とかそういうのを見直そうとしているのかと思いますが、今おっしゃっていただいたような趣旨に沿って制定された条例を今なぜ廃止するのか、その点をご説明願えますか。

委員長（田中圭介君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）この条例につきましては、第1次の行財政構造改革プランのほうから常に改革項目として掲げ続けておりました。条例制定時ですけれども、昭和48年になるんですが、この当時にはなかった国の子育て施策のほう、支援策のほうですね。この拡充もある中、子育て支援策として50年間給付のほうを続けてきましたが、国の子育て支援策の拡充により、一定の役割を終えたというふうに考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）確かにこの間、国の子育て支援施策が順次充実されてきているというのは承知しているんですけども、熊取町として独自に定めた遺児福祉年金条例、条例の本文を見ましても、

両親のいない家庭の児童は1人月額2,000円、年間2万4,000円、ひとり親家庭の児童が1人1,000円、年間1万2,000円ということで金額的にはごく僅かなんですけども、町独自のそういう遺児福祉年金条例、この間、物価も高騰し、どんどん社会情勢が変わっている中で、この金額のままずっと据え置いてきたということ自体がそもそもおかしいような気もするんです。幾ら熊取町の財政が厳しいとはいえ、この熊取町独自の遺児福祉年金を廃止するのはちょっと現時点ではタイミング的にもおかしいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

委員長（田中圭介君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）現在も物価高の子育て応援手当給付金や学校給食費の無償化、教育委員会の就学援助などを実施しております。委員おっしゃるとおり、厳しい財政状況でありますので、町としてできること、できないことを明確にしまして、事業のスクラップ・アンド・ビルド、これを繰り返しながら、その時代ごとのニーズに応じた子育て支援の事業を進めていきたいとそうように考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この条例につきましても、廃止する理由は遺児福祉年金と同じことかと思っておりますけれども、条例の趣旨、内容についてご説明願えますか。

委員長（田中圭介君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）就学経費等助成条例につきましては、熊取町に居住する遺児及び生活困窮家庭の子弟並びに心身障がい児、障がい者が就学技能取得及び機能回復のため通学等に要する経費の一部を助成することにより、対象者の福祉増進を図ることを目的としております。

あと、内容につきましては、まず対象の方ですが、熊取町に1年以上住民登録がありいずれかに該当する方としまして、まず1つ目がひとり親世帯等に属する高校生、2つ目が生活保護を受給する世帯の高校生、3つ目が身体障害者手帳または療育手帳を所持し支援学校や機能回復等の施設へ通園している児童となっております。支給額は、対象者1人につき月約1,000円となっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）内容はただいまご説明願いましたけれども、熊取町独自の条例で、金額的にはこれも月額1,000円、年間で1万2,000円ということで非常に僅かな金額ではありますが、町独自の住民福祉の条例として貴重な条例かなと思うんです。これもなぜ今のタイミングかなと思うんですが、いかがですか。

委員長（田中圭介君）清原生活福祉課長。

生活福祉課長（清原洋人君）こちらの制度につきましても、まずは本町単独で行っている補助制度で

ございますが、同様の制度につきましては岸和田市以南におきましてはもう既に廃止されておりました、これまでの行財政構造改革プランから常に改革項目として掲げてきておりました、先ほどの遺児福祉年金条例と同じような内容になりますが、条例制定時になかった国の子育て支援策の拡充がありまして、これも50年間、昭和49年から給付を続けておりましたが、一定の役割を終えたというふうに考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これについては事前に議員全員協議会の場でも一定説明はされておりますが、新年度から実施する特定乳児等通園支援事業については熊取町では町立保育所3か所での実施ということになるわけなんですけれども、民間保育園、認定こども園等においては当面は様子を見るということのようではありますが、今回のこの条例、議員全員協議会のときにも同様の質問をいたしました。もう一度確認のため、この特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の内容は、これはこのまま熊取町の事業にも適用されるという理解でよろしいでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）今回上程させていただいておりますこの条例につきましては、12月に上程させていただきました認可のための基準条例とちょっと趣旨が異なりまして、補助を受けるためのソフトウエア部分での基準を定める条例となっております。この補助金は町立保育所においても受けることができるものですので、同じく私立、公立問わず適用される基準となっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

12月議会での認可の基準を定める条例の際にもお尋ねしたんですけれども、再度確認しておきたいんですが、一時預かり事業、一時預かり保育とこども誰でも通園制度の事業とは一体どう違うんでしょうか、分かりやすくご説明願えますか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）12月議会でご答弁申し上げたときにもあまり分かりにくいと言われてしまったんですけれども、理念がそもそも異なってございまして、一時預かりのほうは保護者のための制度で、こども誰でも通園制度のほうは児童のための制度という形になっておりました。例えば突発的な事情があって子どもを預けることができないといったときはこれまでの一時預かりをご利用いただきまして、そうではなく、理由を問わず子どもに集団の中での生活における楽しさとか、あと学びですね。そういったものを経験させたいという子どもを健やかに育むための、保育要件があつ

でもなくてもひとしく提供するという趣旨になってございます。違いとしてはそういったところとなります。

ただ、こども誰でも通園制度のほうは利用時間の制限が上限10時間という縛りがございますので、そこを一時預かりのようにたくさん利用するということはできなくなっているんですけども、一定の時間内でこのようなサービスを提供させていただくといったものになってございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） こういう制度の枠組みは国のほうで定めたことなので、町の担当職員がこれについて説明せよと言われてもなかなか苦しいところがあるかとは思いますが、今ご説明いただいた一時預かり事業は保護者のため、こども誰でも通園制度は児童のためと。両方一体でしょうとこちらは言いたいんですけど、保護者のためでもあり児童のためでもあって、特定の目的に特化したそういう事業ではないと思うんです。それは国のほうで考えたことなので、ここで議論してもどうしようもないことも分かりませんが、今回、町立保育所でこの事業を実施するに当たって、現在、町内の民間保育園等では一時預かり事業を実施している保育所、認定こども園等が一定数あるんですけども、熊取町ではこれまで一時預かりを実施してこなかったんですが、熊取町の町立保育所で一時預かり事業を実施してこなかった理由は何なんですか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）町立保育所と、それから民間保育所あるいは認定こども園がございしますが、これら公立、私立のそれぞれの役割分担というものが考えの根底にございまして、通常保育に加えて障がい児保育は町立が主体的に頑張って受け入れていくと。一方、フットワークの軽い民間保育所のほうに特別保育を頑張っていただくというような考えが根底にございまして、その中で一時預かりについては民間のほうで頑張っていただくということで進めてきたものでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

大体そういう答弁になるかなとは予想しておりましたが、結局のところ、民間保育園に特別保育、夜間保育とか一時預かり事業、そして休日保育、そういった公立保育ではできない、しんどい部分を民間にやってもらうという形ですよね。それで町立保育所では通常保育、障がい児保育については障がい児加配をつけたりして町立保育所では頑張っていただいておりますけれども、通常保育と認定される以上の特別保育はちょっと町立では難しいということで、それは当然経費等の問題もあるかと思うんですけども、総じて財政的な部分も含めて民間保育園等にかなりご苦労していただけてきたという経緯があるかと思えます。

そういう中で、国のほうでこども誰でも通園制度、これを実施するというので、民間に声をかけたけれどもなかなか手を挙げる事業者がいないと。それでは、何もしないというのはちょっと今回の制度上は具合悪いというので、取りあえずは町立保育所で実施しようかということになっているようなんですが、条例の細かい点についてちょっとお尋ねしたいと思えます。

条例の第5条のところですけども、面談についてというのがございますね。その面談のところの第5条の第1項の3行目、4行目辺りに「養育環境を把握するため、当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。」と、この辺についてご説明願えますか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）こども誰でも通園制度を利用する児童というのは保育慣れをしていない児童が多数であるというふうなことが想定されます。ですので、事前の面談でその児童の状況ですね。保育にすぐなじめるのかとか、保育士、実際、健常児においても4月の保育所というのは本当にもうてんでこ舞いな状態で、子どもたちが1日中泣いているというような状況になります。こども誰でも

も通園制度でもそういった事態になると思いますので、十分な安全確保が図れる体制を園のほうでつくる上でも、きっちりと面談を行って実施するというものでございます。

括弧書きで映像及び音声の送受信により云々とありますのはオンラインを使って面談することも含めて可としているものでございますが、令和8年度4月から実施する町立での本制度におきましては、対面での面談を実施することを想定しているものでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）町立保育所で実施する場合には基本、対面での面談で行うというふうにおっしゃっていただきましたが、対面での面談で実施する場合は預けたい日にちと対面での面談の日には別ということなんでしょうか。子どもを連れてきて面談してその日から預かってくださいとか、そういうことにはならないということですか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）この制度を利用する手順といたしましては、まず認定の申請というものをさせていただきます。この制度の対象であるということを認定するものですね。この認定を受けましてから面談の予約を入れていただきます。この面談が終わってから初めて利用の予約を入れることができるようになるものでして、面談の日から預けられるというものではございません。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

第6条のところに「利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」とあります。この「正当な理由」というのは、例えばどういうことになるんでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）この「正当な理由がなければ」というのは、まさにこの制度を使うに当たっては、保育認定を受けている方は保育所のほうを利用していただくこととなりますので、そのような方は利用ができないというのは大前提としてあるんですけども、ここで言う正当な理由というのは主に安全確保が約束できないようなときになります。例えば、この4月から実施します町立を例に申し上げます、定員に余り枠があって受け入れる隙間はあるんですけども、既に入所している児童にちょっと支援を要する子どもがいて、そちらに手を取られるために、枠はあるんですけども受け入れると安全確保を保証することができないといったような場合は、申し訳ありませんけれどもまたちょっと別の機会までお待ちくださいというようなことになろうかと存じます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。既に受け入れている児童との関係で、枠はあっても受け入れるとちょっと保育が困難になることが想定される場合とか、そういうことですね。そういうことが正当な理由。

熊取町の場合には、各保育所の受け入れる定員というのはどうなっておりましたか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）本制度の受入れ定員ですけれども、現時点は各保育所それぞれ各年齢、年齢といたしましても2歳児までになりますけれども、1名ずつ、0歳児1名、1歳児1名、2歳児クラス1名の計3名を3園ですから、全体を合計しますと9名という形になります。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、これはまずは役場のほうに申し込むわけですか。それとももう最初から保育所に申し込む、そういう格好になるんですか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）まず、認定の申請は保育課のほうへ、役場のほうへ申し込んでいただくことになります。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、例えば東保育所に空きがありますよと、東保育所だったら受入れ可能ですよとか、そういう案内をするということですかね。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）その時点では、受入れ可能かどうかの案内をすることはございません。参考として空き状況をご説明するぐらいのことは当然させていただくんですけども、その時点でどこそこが空いているからご利用できますというようなお伝え方はできないものと思っております。

その後、面談等、それから予約するのには国が用意しておりますシステムを使って、スマートフォンからアプリを通して空き状況を確認していただいて予約していただくという形になりますので、保護者様にはそのアプリで空き状況をご確認いただくという流れになります。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、申込みは基本アプリで申し込むということですね。はい。

今回の場合、新年度は当面公立保育所だけでの実施となるんですが、仮に今後民間保育園等で実施する場合、既に一時預かり事業をいろんな保育所でやっているわけなんですけど、一時預かり事業と誰でも通園制度の事業とが並行して行われるようになった場合にその区別といいますか、その扱いはどうなってくるんでしょうかね。ちょっと保育園でも混乱するんじゃないかと、それが各保育園が手を挙げにくい理由の一つでもあると思うんですけども、一時預かり事業と誰でも通園制度を並行してやっていくということは可能なんじゃないでしょうか。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）並行しての実施は制度上可能でございます。ややこしくなるという予測は確かにございます。

今回、町立3園で民間に先駆けて実施するわけですけども、ここでこの事業に関するノウハウを町のほうで蓄えると同時に、効率的な実施等に対する創意工夫をしながら事業を進めてまいりまして、そこで得られた情報とかそういったものは民間にどんどん提供して、民間の参入も促進させていきたいというふうに考えているところであります。

予想なんですけれども、恐らくこの制度を利用するとしたら、一時預かりよりもこども誰でも通園制度のほうが安いですし、利用の制限が全くございませんから、こども誰でも通園制度を利用して、それで天までいったら一時預かりに切り替えるといったような使い方をされる方もいらっしゃる想定されますが、それは保護者にとって子どもに保育を体験させる、あるいは保育を利用して自分のリフレッシュを図るといった意味合いにおきまして、手段が増えた、相談する窓口が増えたといったようなところになるかと思っておりますので、決してマイナス的なものではないと考えているところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）何か分かったような分からないような説明かと思いますが、結局、こども誰でも通園制度は1時間300円ですか、そういう料金設定になっておりまして、民間保育園、例えばアトム保育園の一時預かり事業の金額はどうかとちょっと調べてみましたところ、0歳から2歳児までと3歳児以降と料金設定が違っております。当然かと思いますが、3歳児以降、3、4、5歳児の料金設定は誰でも通園制度とほぼ同等なんですけれども、0、1、2歳が金額的にはかなり高い。2倍とまではいかないけれども、2倍に近い料金設定になっていますよね。だから、0、1、2歳児を預けたいと思う場合にはどうしても誰でも通園制度を利用するというふうになるかと思

ます。

それで目いっぱい、1か月10時間それを利用した後で、もうちょっと預けたいという場合には一時預かりに切り替えるということになっていくのかなと思いますけれども、保育園側にとっては、その両方を利用の方が来られると、結局、事務手続も別の制度で事務作業をせなあかんから、非常にある意味で仕事が増えるということになると思うんですね。誰でも通園制度の事業として記録を取らないといけないし、一時預かりの事業と二重の仕事が発生するというんですか、非常に複雑になってきて、それだったらもともとの一時預かり保育だけでよかったのではないかという気がするんですけども、その辺はここで議論してもしょうがないですけども、非常に不思議な制度かなというふうに思っております。

質問は以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今回のこども誰でも通園制度、保育所に通っていない子どもも預けられるところできたというところで、保護者の方にとってはありがたい制度かと思うんですが、そしてまた、この分につきましては子ども・子育て支援金、その分が原資になるというところで、社会全体で子どもを支えるというそういった制度の中の一つの事業というふうに理解させていただいております。

今回この条例を上げていただいている中で、今先ほども定員のお話があったんですけど、各保育所、0歳、1歳、2歳それぞれ1名という、その1名の定員というところが、9ページの条例を見たら第22条につきましては利用定員の遵守と書いてまして、だから「1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児通園支援の提供を行ってはならない。」と、そこまで書いてる中で、1名となった理由について教えてください。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）まずは利用の予測が全く立たないというところもあるんですけども、過去、令和7年度、それから6年度の入所児童の状況を見たところ、この制度のために活用していただける余裕枠の状況というものがやはりそんなにたくさんあるわけではないんですね。待機児童を出さないようにかつかつ、ぎりぎりのところで運営をしているというところもございまして、なかなかたくさんの余り枠があるわけではないです。

その中で、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、保育慣れしていない児童を受け入れるに当たって定員を多く設定すると、それこそ預かる児童の安全確保をお約束できないというような事態になってしまいますので、今回は1名という形でスタートさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）余裕枠がないというところで今回は1名ということですが、また柔軟な対応を今後も利用状況を見て検討していただけたらなというふうに思います。

それぞれの保育所の保育士等の負担等もあっていろいろ考慮されたことかと思うんですけども、1名というところで、わざわざ提供を行ってはならないという利用定員の遵守というところがなかったら融通が利いたのかなというふうに思うんですけどね。レアな例えなんですけど、双子とか三つ子がうちの東小校区ではいらっしゃるんですけども、今、双子も結構増えております。双子のお子を育てておられる保護者が利用しようと思ったときには1人しかあかんというところになってくのかなというところ、これはちょっとどうかなというふうに思ったので、柔軟な対応というところを希望させていただきたいと思います。

それと、この分につきましては乳児等通園支援事業ということで国からの補助金があるというところですよ。この分、その補助金というのは利用者数に応じた補助金ということになるんですか、その辺の説明をお願いします。

委員長（田中圭介君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）国、それから都道府県からも入りますけれども、この補助金の計算方法は保育単価掛ける利用児童数という形になります。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の国保条例の改正は、国のほうで、先ほどの子ども誰でも通園制度にも関わりますが、子育て支援金というものを国民健康保険その他医療保険の保険料に追加で納めていただくという、そういう制度かと思うんですが、ここでの条例の中では子ども・子育て支援納付金の算定はどういうふうになるのかということで、よく分からないんですが、保険料率といいますか、その算定はどういうふうになりますか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）ご質問にありました子ども・子育て支援金制度なんですが、令和8年4月1日から始まる制度でございまして、支援金の算定につきましては、まず子育て支援策に国が講じる6つの施策がございまして、こちらの必要総額がございまして、この部分は所得割の部分で0.28%、均等割額として1,841円というのが定額で決まっております。あと、賦課限度額といまして上限額が定められております。そちらが3万円となっております。こちらは先ほど申し上げた所得割と均等割の合計額というふうになるんですが、こちらは大阪府下統一となっておりますので、大阪府内の所得割額と均等割額となっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。国民健康保険はもう大阪府下は完全統一ということになっておりますので、今ご説明いただいたように所得割の率が0.28、均等割が1,841円と、これが大阪府下全部統一でということですね。

これは都道府県によって若干異なるんでしょうか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）議員おっしゃるとおり、都道府県によって所得割額と均等割額は違ってございます。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

全般的には全ての被保険者、国保に加入している方に影響してくるわけなんですけど、おおむね今回の条例改正で国保料というのはどれぐらい上がりますか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）子ども分が今回追加となつてございますので、今回子ども分に関して申し上げますと、大阪府内の1人当たりの平均保険料が子ども分に関して言えば年額で3,219円と大阪府で示されておりますので、月額に直しますと約268円ご負担いただくことになります。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）1人平均で年額3,219円というご説明をいただきましたが、3,219円というのはそれは平均ということですので、その金額になる方の所得、収入というのはどれぐらいですか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）ちょっとすぐには……。すみません。

大阪府で出している数字になりますのでちょっと計算はできませんが、ただ、所得割率が0.28%と決まっておりますので当然所得が違えば保険料が変わってまいりますので、一律で1人当たりの大阪府内の平均保険料が年額の3,219円というふうに大阪府で示されております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）均等割についてなんですが、条例の文章の中にも出てくるかと思うんですけども、子育て支援納付金の均等割は結局18歳以下の方は課されない、18歳以上の方に均等割が課されるという、そういう理解でよろしいんですか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）委員おっしゃるとおり、18歳未満の方は均等割が全額軽減される仕組みになっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

もともとの均等割については、18歳未満の方の均等割は何か改正があるんでしょうか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）もともとの均等割については、特段改正のほうはございません。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この間、子どもの均等割について一定年齢以下の分を免除するとか、そういうふうなことがあったかと思うんですけども、その分が18歳まで引き上げられるとかということはまだ検討されていないんですか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）そのあたりはすみません、ちょっと把握してございませませんが、一旦18歳未満の方も含めて均等割額というのは一定賦課されるんですが、既存の減額である例えば未就学児であったりとか産前・産後、また低所得者への減額というのは既存の減額を行いまして、その減額後の賦課額を18歳以上の方に賦課するという仕組みになっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

法定軽減と子育て支援納付金との関係はどうなりますか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）法定軽減は引き続きございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）先ほどのご質問の未就学児の18歳までの延長は今、国会でも議論されて

おりまして、来年度の延長が議論されているところかと存じます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）先ほどの法定軽減のところはもう一つよく分かりにくかったんですが、今回課される子育て支援納付金も、これまでの法定軽減と同じように、もともとの法定軽減対象者については子育て支援納付金についても7割、5割、2割の法定軽減が適用されるという、そういう理解でよろしいんですかね。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）委員おっしゃられるように、これまでの7割、5割、2割の低所得者の軽減をかけた上で保険料の軽減は行われる予定です。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今のご説明でちょっと確認させていただきたいんですけど、ということは今年度、令和8年度ですか、今その条例の中にもあるんですけど、子ども・子育て支援金分として子ども分として月額1人、今先ほど268円とおっしゃいましたよね、1人268円保険料が18歳以上の方は、今の保険料にプラス加算されるというふうに理解していいんですか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）先ほど申し上げた数字についてはあくまで大阪府が示した1人当たりの平均保険料でございますので、所得に応じて保険料が変わってきますので、あくまで参考というふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。大体その程度加算されるというところですね。

今回ちょっともう一回確認させていただきたいのは、今これ子ども・子育て支援金という形で、国保料というところでその分が入ってくるわけですよ、国保会計の中に。その入ってきたお金を使うのは、先ほどの誰でも通園制度とかいろんな今回拡充される施策の中で、いろいろ子ども・子育て支援金が充てられる事業については児童手当の拡充と育児時短就業給付とか、妊婦のための給付金とか出生後休業支援給付、それで先ほどの子ども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料の免除とか、そういった事業に充てられるわけですよ。この会計としてお金が入って、その分のお金は国保のところに入ってくるわけですよ。それをそういう事業に割り当てるといって、その入ってくるお金のお財布と使うところが違うということはどういうふうに手当てされるのかをご説明お願いします。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）まず、保険料と合わせて徴収させていただくんですが、国保特会のほうに子ども分として保険料が入ってまいります。その後、そのまま子ども・子育て支援納付金の負担金分ということで大阪府のほうにお支払いさせていただいて、大阪府からまた国のほうにお金が行くという、そういった仕組みになっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、それで大阪府のお財布に行って、そこから国に行って、国からそれぞれの事業に対しての交付金という形で来るというふうに理解させていただいたらよろしいんでしょうか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）おっしゃるとおりでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の介護保険条例の改正について、本会議でも説明がございましたが、もう一度分かりやすく説明していただけますか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）今回の介護保険条例の改正なんですけれども、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対策から令和7年度税制改正が行われまして、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の上げがされたところでございます。

介護保険料につきましては、住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているところではございますが、令和8年度に保険料段階が下がるものが生じるものの影響が出ることになりまして、第9期計画期間、令和6年度から8年度中の保険料、この期間の保険料に想定しない保険料の収入不足が生じることとなります。この保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和8年度の第1号保険料に限りまして給与所得控除の最低保障額引上げの影響を遮断いたしまして控除額を従前のものとして保険料を算定する必要があるため、今回、介護保険料条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。おおむね理解いたしました。

国のほうの令和7年度税制改正で給与所得控除の最低保障額の改定があったがために、それをそのまま適用すると介護保険料段階が下がる方が出てくるということで、それをストレートに適用すると第9期の介護保険料額を算定した際の計画がちょっと収入面で不足が生じるということで、今回、令和8年度は第9期の計画のまま、給与所得控除の改定を反映せずにそのまま行くと、そういう理解でよろしいですか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）委員おっしゃるとおりでございます。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）熊取町の介護保険料の第9期の段階は16段階まであるんですが、具体的に言うところのどの辺の段階の方が影響が出るんでしょうか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）段階としまして影響の出る方で見ますと、第6段階、第7段階の方、それから第3段階の方が第6段階に上げとかいう形になりますので、そのあたりの方、3から6あたりの方に影響が出るようになります。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）第3段階及び第6、第7段階の方ということですか。それとも第3、4、5から7まで全部という、もう一度ちょっと説明願えますか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）影響といたしましては給与の所得に影響が出るものでございまして、全段階に影響が出るというふうにお考えいただけたらいいのかなと思います。ただ、大きな影響として出るものとしましては3段階、4から7に至るまでが一番影響の出るラインであるかなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

そういう情報を、何か給与所得控除の改定があったということで、ひょっとしたら自分の介護保険料段階が下がるのかなと期待していた方にとってはちょっと残念かもしれませんが、もともと第9期の計画を策定する段階では給与所得控除の改定ということを想定していなかったということで、これは令和8年度だけの特例ということですね。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）今回の特例につきましては令和8年度のみということになります。令和9年度以降、新しい計画になりますので、新しい税制改正に合わせて計画も立てることになります。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今ご説明ありました影響を受ける方というのは何人いらっしゃいますか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）影響のある方というのは特にこちらのほうで試算はしていないのですけども、国のほうで、ざっくりと思いますが試算したところ、1%というふうに聞き及んでいるところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

給与所得の最低保障額が55万円から65万円に10万円上がったことで課税やった人が非課税になって、その非課税になったのに介護保険料は変われへんというところで、そういう対象者というのが国の試算では1%ということですので、熊取町におきましても今介護保険料払っている……。何人いらっしゃるんですかね。そしたらその1%といたら何人になりますか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）今、被保険者で1万3,000人弱いらっしゃいますので、約130人程度かなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、その130人の方に対しては丁寧な説明を、こうなったというところはどんなふうに保険料徴収の封筒の中に文書で入れるのも、なかなか文書というのは難しい、分かりにくい、理解しにくいかと思うんですが、どのような対応で説明をしていられるのか、ちょっと教えてください。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）本決定通知の際にチラシなど分かりよいような形を工夫して同封させていただくとともに、通知文のほうから、できましたらその中にも同様の内容を書かせていただければ書かせていただきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。なかなか文書では分かりにくいので、また分からない方は窓口に来てくださーいということも付け加えていただいて、窓口での丁寧な説明をよろしくお願いいたします。

委員長（田中圭介君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君） 次に、議案第13号 町有財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 町有財産の無償譲渡についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君） 次に、議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君） 今回の補正では、歳入歳出総額の変更はなく、主に財源の振替となっており、府支出金として保険給付費等交付金が約1,160万円増額される一方で一般会計繰入金金が約1,000万円減額されております。今回計上されている府の特別調整交付金の内容と、どのような理由で交付されるものなのか、その背景について教えてください。

委員長（田中圭介君） 大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君） ご質問ありました府の特別調整交付金に関しましては、今回、事務処理標準システムへの移行に係るシステム改修費の国庫補助に伴う補正額が確定いたしましたので、そちらが市町村に対して交付されるということと、ペイジー端末の機器の更新費用として、今、口座振替の受付をペイジーのこういった機器の端末がございますので、そちらが更新時期になっておりますので、そちらの端末の更新費用の国庫補助に伴う補正でございます。

以上でございます。

委員長（田中圭介君） 石井委員。

委員（石井一彰君） 分かりました。では毎年度もらえるものでもないということですね。かしこまりました。

では、続いて質問です。

国民健康保険制度については、被保険者の高齢化や医療費の増加などにより、今後も厳しい財政運営が続くことが想定されております。本町の1人当たりの医療費の状況、また府平均との比較について町としてどのように分析しているのか、教えてください。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）今回の国民健康保険の医療費につきましては、府内平均の医療費より若干高い傾向がございます。

国民健康保険の被保険者数につきましては年々減少しておりますが、総額としては医療費のほうは減ってはきているんですが、1人当たりの医療費というものが若干高くなっておりますので、その医療費を少ない被保険者で賄わないといけないということがございますので、今後も厳しい財政状況になるというふうに考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）石井委員。

委員（石井一彰君）分かりました。本当に厳しいですね。

続きまして、本町の特定健診の受診率は現在どの程度で、府平均とこれも比較してどのような状況にあるのか、また、受診率向上のための具体的な取組について教えてください。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）特定健診のまず受診率につきましては、すみません、正確な数字は持っておりませんが、記憶では35%程度だったというふうに理解しております。

今後の特定健診の受診率を上げていくためには、今年度も特定健診の受診勧奨はがき、ナッジ理論というものを使いまして、要はこれまで特定健診を受診していなかった人であるとか過去に受診していたんだけど最近を受診していない人、そういう人をケースごとに分けて、文面も変えまして、そういったナッジ理論というものを活用して特定健診の受診率の向上につなげていきたいというふうに今後も考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）石井委員。

委員（石井一彰君）ありがとうございます。ナッジ理論というのは初めての取組ということですね。かしこまりました。

先ほど受診率35%ぐらいとおっしゃいました。これは府平均と比較していかなものなんでしょう。府平均は分かりませんか。

委員長（田中圭介君）大雄保険年金課長。

保険年金課長（大雄英行君）すみません。ちょっと資料のほうを持ち合わせてございませんので、また後ほどご回答させていただきたいと思います。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件

を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）では、お伺いします。

今回の補正では、介護サービス等給付費として約1億1,540万円の増額が計上されています。今回の給付費増額の具体的な要因についてお伺いします。

主な要因として要介護認定者数の増加によるものとの説明でございましたが、居宅サービスや施設サービスの利用単価や利用回数の増などの影響はないのでしょうか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）今回の補正なんですけれども、居宅サービスの分で増額補正させていただいているところでございます。

件数等はすみませんが資料は持ち合わせておりませんが、当初、計画の数字で見ますと、居宅サービスの計画値が37億664万6,000円でした。そこには至っていない状況ですが、当初予算のほうをちょっと絞ったような形でつくってございまして不足が生じたため、今回補正計上させていただいたところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）石井委員。

委員（石井一彰君）そうでしたかね。前回、説明では要介護認定者数の増加というふうに説明があったというふうに記憶はしておったんですが、分かりました。

では続きまして、今回の補正では介護給付費準備基金から約3,000万円余りを繰り入れる内容となっております。今後も給付費の増加が続く場合、基金残高や次期介護保険事業計画への影響などをどのように見込んでいるのか、町の見通しについてお聞かせください。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）介護保険計画の中で見ますと、基金というものは3年間の計画の中で1年目は黒字になって基金を積立て、2年目がとんとん、3年目で基金を使うというような計画になります。ですので、今現在基金がある状態ではありますので、そちらの基金を活用いたしまして保険料を抑えている状態でございます。

次期の計画といたしましては、8年度で計画が終了するのですが、今のところ全ての基金をつぎ込むような形には予算上はなっていない状況でございまして、次期計画においてもその基金を活用して保険料のほうを抑えていくような形になるかというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、今回の補正での基金から約3,000万円という金額も想定内ということでしょうか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）今期で基金の繰入金金を、3年間トータルですけれども、3億円ちょっと取り崩す予定にしておりました。ですので今回の取崩し金額も想定範囲内というふうに考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）私も今のところで聞きたいんですが、居宅介護サービス給付費が1億1,000万円も補正しなければならぬという状況につきましてもう少し教えていただきたいんですが、先ほども石井委員が言われていたように、認定数ですか、介護の認定者数が当初何人あったのが何人に今なっているのかとかいうのが、ちょっと具体的に数字が分かりましたら教えていただきたいなと思います。やっぱり1億円も増えるという、見込みからしてサービス利用者数がすごく増えたというところの状況が数字だけでは分からないので、ご説明願いたいなと思います。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）令和4年度末からで見ますと、令和4年度末で2,430人の認定者数であったところが、令和7年度で見ますと今現在ですけれども2,638人の認定者数というふうに、おおよそ200人程度増加しているような状況になっております。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）200人ということですが、令和7年度当初予算の中では何人で見込んでおられたんですかね。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）認定者数なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり200人程度増加しているという状況でございます。

あと別の要因として考えられておりますのが、居宅のサービスを利用する方が増えていると。具体的にこれが当たるのかどうかはちょっと分からないのですけれども、有料老人ホームなどが大きくできておりますので、居宅のサービスを使う方が増えているというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。石井委員。

委員（石井一彰君）では、お伺いします。

今回の補正では、歳入において墓苑使用料が約818万円減額されており、その結果として墓地基金積立金も減額される内容となっております。

今回の墓苑使用料の減少は、申込件数の減少、先日のご説明では20件の募集に対して7件の応募だったというふうにお伺いしました。今後、従来型の墓地需要が減少する傾向が指摘されている中、本町の墓地事業について、将来的にも使用料収入の減少により特別会計としての運営に影響が出る可能性も考えられます。墓地事業の中長期的な収支見通しについてどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今、販売数の減もございしますが、返還のほうも墓じまいということで返ってくる数も多いところがありまして、今、現代の皆さんのお墓に対しての考え方が少し変わってきているのではないかなというふうにも思っております。

ただ、1,005区画ある墓苑のほうをきちんと運営していくためには、今の空きの区画を何とかご利用いただけるような形で今後も販売のほうに力を入れていければなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）石井委員。

委員（石井一彰君）販売のほうに力も入れるということでしたが、やはり本当に墓じまいも増えてきています。空きが全国的にも増えていっているような状況だと思います。

以前にもほかの議員からもご質問があったと思いますが、合葬墓であったり多様な供養形態への対応など、墓苑の在り方について現在検討していることはございますでしょうか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今おっしゃっていただきましたように、何度かほかの議員からも合葬墓について検討いただきたいというようなご要望をいただいております。

具体的には、近隣でいいましたら泉佐野市、それから岸和田市のほうで合葬墓が始まっておりますので、今その状況をちょっと調べさせていただいております。

泉佐野市につきましては、5,000体収容できるところを6年度の末で約1,800程度、それから岸和田市については、去年の10月頃から販売のほうが始まっておりますが、令和6年度の10月からの半年間で大体1,000弱を募集、合葬の数でいいましたら合葬室が7,500、それから個別に安置室というのが大体約1,000ほどあるんですけれども、全体としても申込み、半年間で1,000弱のようなどころにございますので、熊取町の人口規模で申し上げまして合葬墓がどれぐらい必要なかというところは、また将来的なお墓に対しての考え方も含めながら、町としても十分にいろんな情報を得ながら考えていきたいなというふうに思っております。

ただ、合葬墓の使用料自体は大体10万円ぐらいが相場というか、多いところかなと思います。今現在、熊取町のほうのお墓については一番安い区画で47万円、これが10万円になったときに、今区画を使っている方が合葬墓に流れたとして、管理していくお金のほうとかも減ってくるというような考え方もできますので、きちんと管理運営していくために、本当に合葬墓を始めて運営がきちんと成り立っていくのかということも含めて、今後、合葬墓が必要かどうかということもきちんと考えていきたいなというふうに思っております。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、今先ほどの永代使用料の分につきまして、20件募集したけれど7件だったということですが、その7件の明細、A、B、C何区画ずつなのか教えてください。7件の明細。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）A型の47万円の分が6区画、それからB型の63万円の分が1区画、合計7区画となっております。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。やっぱりAのほう、安いほうを使用される方が多いというところで、そしたら今現在未使用になっている区画数というのはA、B、Cそれぞれ何区画になっていますか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今現時点、1月募集の空き区画の数で申し上げますと、A区画が20区画、Bが33、Cが4、合計57として1月募集をさせていただきました。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

年に何回募集していただいていますか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）昨年から年2回、1月と7月に募集して、実際供用が4月と10月からというような形でさせていただいております。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。年2回募集していただいているということで、今回1月には57区画

を募集していただいたというところで、分かりました。またこの分、使用者があればありがたいかと思うんですが、その下の管理手数料につきましては21万6,000円マイナスになっているんですが、この辺のところも人数的には何か490人から467人になったというふうにご説明があったかと思うんですが、手数料は年間6,000円でしたよね。どういう計算根拠になるのでしょうか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）もともと当初見込んでおりました件数、490件ございます。これにつきましては、追加で募集して埋まる方が先ほどの永代使用料でありましたように20件を想定しておりました、490件中470件につきましては、以前から引き続きご利用いただいている方がこれくらいあるだろうという見込みでさせていただいております。

7年度の実績につきましては、追加の募集が先ほど申し上げましたように7区画に下がっておりますのと、あと今までご利用いただいていた方についても途中で返還の数とかもありますので、それが減りまして、合計として467件に減ったというようになってございます。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）墓じまいされたり返還された方から、合葬墓があるなら入りたいんだとかそういったニーズというんですか、そんなことはされたことがあるのか、また、今後そのニーズについて調査する予定はございますでしょうか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）窓口のほうで返還の手続をする際に、直接的に合葬墓があればというような話は今のところほぼないんですけれども、今回、指定管理者の方に毎年3月にアンケートをさせていただいておりますので、今ちょうどそのアンケートの期間に恐らくなっているかと思うんですが、その中で今回、合葬墓についてご利用者の方に、将来的に希望があるかどうかというのを少し項目として入れていただいておりますので、また結果については、後ほど集計ができましたらどこかの機会でお知らせできるかと思えます。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません。先ほどの件、ちょっと聞き間違いしたんですけれども、467人になったということは、想定が490人で23人使用者が減ったということで、年間6,000円やっただとしたら23に6,000円を掛けたら13万8,000円なんですけれども、その減額が21万6,000円になっている理由を教えてくださいたいんです。すみません。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）以前からずっと引き続きご利用いただいている方につきましては、1年間で6,000円お支払いいただいている方と3万円、5年間でまとめてお支払いいただいている方がございます。ただ、これが実際のところ、当初予算では3万円としての想定が71区画、6,000円が399区画というような形で、予算要求の時点でシステムに登録している方の人数を拾って要求しているわけなんですけれども、実際のところ、返還される方とかがそれぞれの5年なのか1年なのかによって金額が変わってきますので、実際の実績としましては3万円が66区画、6,000円が394区画というような形で、単純計算はちょっとなかなか複雑になるんですけれども、そういった区画数の違いが3万円と6,000円のところで若干出ますので、単純計算で6,000円で何件というのはなかなか出にくいかなと思っております。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(田中圭介君)次に、議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君)今回、退職手当による分ということでご説明があったんですが、議案の4ページのところには補正予算給与明細書があるんですけども、退職職員数は補正前も補正後も6人で変わりなく、そしてその退職手当金が45万5,000円というちょっと少額なんですけれども、その辺は人勤による差額というふうなことなんですけど、もう少し分かりやすく説明をお願いします。

委員長(田中圭介君)北川下水道河川課長。

下水道河川課長(北川政光君)こちらの退職手当負担引当金の繰入れの45万5,000円についてですけども、一応、下水道事業に在職している方あるいは在職していた方の退職手当というのを計算いたしまして、それで下水道事業に在籍していた年数分を積み立てているような形になっております。

令和7年度は、6年度にももちろん予算要求しているんで、7年度になれば人が変わると。それプラス今回人勤の分も額が上がっていますので、その辺の差額で足らずが出てきたので、45万5,000円の補正をさせていただいたというところがございます。

以上です。

委員長(田中圭介君)よろしいですか。渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君)遡及したということですかね。

委員長(田中圭介君)北川下水道河川課長。

下水道河川課長(北川政光君)遡及とはちょっとまた違うんですけども、今おる職員、あるいはずっと積み立てていますので、対象の職員としては実は1名増えたりしています。あるいは今回人勤で給与も上がっている分もありますので、その差額分というので足らずの額が出ておりますので、それで補正したという形にはなります。

委員長(田中圭介君)ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
大雄保険年金課長。

保険年金課長(大雄英行君)すみません。先ほど石井議員からご質問ございました特定健診の受診率についてお答えさせていただきます。

令和6年度の数字でございますが、本町の特定健診受診率が39.0%、また府内平均につきましては同年度で32.1%ということでございますので、本町のほうが若干高いというふうな結果が出ております。

以上です。

委員長(田中圭介君)よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

委員長（田中圭介君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時33分」閉会）

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

田中圭介